

No.257 2012. 9.28 定価一部20円 (会員の購読料は 会費の中に含む

所

東京都千代田区六番町1 自治労会館2 F 発 全日本自治体退職者会 全日本自治体退職者会共済会

発行人 川 端 邦 彦 03-3262-5546

ホームページアドレス http://www.j-taishokusha.jp

年金の「物価スライド特例措置」の解消法案は継続審議

第180国会は9月8日閉会した。この国会に提案されていた物価スライド特例措置解消を含む「国民年金法の改正法案」は閉会中審査(継続審議)とされた。

この結果、「年金の本来水準と実給付額の累積した差2.5%を解消するために年金額を2012年12月支給分から△0.9%、13年と14年に各△0.8%」という案は予定通りには実施されない。仮に秋の臨時国会で可決されても、本年10月実施(12月支給分から減額)は事務的に間に合わないとみられる。今後どうなるかは法案の審議次第となる。

私達は、年金が生活保障として実質購買力を維持する制度であることを支持しており、物価下落による年金の本来水準と実給付額の差を解消することは了解できる。しかし、国会の全会派一致で物価スライド特例措置を実施してきた経過に照らせば、特例措置分は年金額の削減ではなく今後の物価上昇時に引き上げを相殺する形で解消すべきであることを主張している。年金額の低い人にとっては減額の影響は大きい。加えて、マニフェストに明記した所得税の年金関連控除の復活を放置しておきながら、それまで議論してこなかった特例措置の解消を唐突に提案したことへの不信は深い。

被用者年金一元化法可決

被用者年金一元化法は8月10日社会保障と税の一体改革関連8法 案の一つとして可決成立した。

この結果、①公務員も厚生年金に加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一 ②共済年金と厚生年金の制度的な差異は基本的に厚生年金に揃えて解消 ③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一 ④効率的な事務処理のため共済組合の組織を活用 ⑤共済年金の3階部分(職域部分)は廃止、廃止後の新たな年金は別に法律で定める ⑥追加費用削減のため、一定の配慮措置を講じた上で恩給期間に係る給付を27%引き下げ などが実施される。

①~⑤は平成27 (2015) 年10月施行、⑥は公布 (8月22日) から 1年を超えない範囲内で政令で定める日に施行とされた。

⑥の追加費用削減は、地方公務員共済では昭和36 (1961) 年以前の恩給期間について、「減額率は給付額の10%を上限にする」「年額230万円 (平成19 (2007) 年法案では250万円) 以下の給付は減額せず」という配慮措置を講じたうえで「恩給期間/勤続期間×27%の減額」となる。しかし、追加費用は雇用主責任による恩給を年金形式で支払い代行しているに過ぎず、厚生年金との一元化に伴って削減すべきものではない。

このほか、今次法改正で政令指定都市共済組合が市町村共済組合 連合会に加入し、長期給付(年金)が連合会に一元化されることも 決まり、保険者規模拡大による関係共済組合の当面の年金安定が図 られた。

短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、値切って可決

働き方に中立的な年金制度とするために、短時間労働者の厚生 (共済)年金適用を拡大することは私達の強い主張であった。政府 は「①週20時間以上勤務②月額賃金7.8万円以上③勤務期間1年以 上④学生除外⑤従業員501人以上の約45万人を対象とする」法案を 提出した。結果的には民自公三党協議の中で月額賃金7.8万円以上 を8.8万円対象25万人に狭め、実施時期の後ろ倒しとすることで可 決された(2016年10月施行)。

パート労働者を多用している経営者が人件費である社会保険料負

担から逃れるために適用拡大を妨害し、これを自公両党が反映させた結果になった。

事業主の抵抗とは対極の問題として、短時間であるために保険料負担が困難な低所得労働者を加入させるためには、連合が主張しているように「僅少労働年金(一定額以下の賃金の労働者は、本人負担ゼロ・雇用主のみ負担、所得比例年金が出るが額は半分)」の導入を真剣に検討すべきである。

なお、被用者年金一元化法に関連する地方公務員等共済組合法の 改正では組合員の範囲を変更していないので、短時間勤務の地方公 務員の共済組合加入は従来どおりのままとなっている。

基礎年金受給資格期間の短縮可決 問題を惹き起こす可能性

従来、基礎年金は25年間の加入期間を受給要件としてきたが(満額受給は40年間加入が必要)、これを10年に短縮するという政府の法案に対して、私達は皆年金のもとで意味のある年金額を受け取るためには短縮すべきではない、と批判してきた。結果的にはこの法案は可決された(2015年10月施行)。満額年金の1/4しか基礎年金を受け取れないにもかかわらず、受給要件に達する10年以上は納付しなくなるというモラルハザードなど、今後の問題発生の可能性が生まれた。

低所得者への年金加算は、形を変えて継続審議

低所得者である基礎年金受給者に月額6,000円の福祉的定額加算をするという政府の法案に対して、私達は防貧対策としての社会保険である年金に救貧対策としての扶助機能を持たせるべきではない、と批判してきた。結果的には民自公三党協議の中で金額を5,000円に変更し年金とは別の給付とする法案に変更された。この法案はこの国会で可決されず継続審議となった。

新法案自体、社会保険としての年金と福祉的給付の役割分担、実施機関のあり方などが精査されたものとは到底言えず、慎重な取り扱いが求められる。まして、この給付が実現可能性に重大な疑問のある「新年金制度=最低保障年金」の一部先行であるという位置づけは誤っている。

来年から所得税が2.1%増加=復興特別所得税

2011年12月に、復興財源確保法が公布され、「復興特別所得税」 と「復興特別法人税」が創設された。

復興特別所得税は、平成25年(2013年)から平成49年(2037年) までの24年間、各年分の『基準所得税額×2.1%』を納税すること になる。

給与所得者は2013年1月1日以降に支払いを受ける給与等から源泉徴収されるが、確定申告については、2014年の確定申告分から所得税と復興特別所得税を併せて申告することになる(納税額=従前所得税額×102.1%)。

震災直後の「復興のためなら税による支援も惜しまない」という 市民感覚でこの法律制定は支持された。しかしその後の復興事業の 進捗状況が期待通りではないこと、「全国防災」などの名目で直接 被災地以外の事業にも充当されうること、実際の納税に直面した時 の負担感などから、制定時と同じように支持されるかは疑問がある。

さらに所得税の再分配機能を高めるために高額所得者の税率を引き上げる改革が、社会保障・税一体改革から切り離されて年末の税制調査会検討に先送りされたことも納税者の反撥要因となる。

復興はゆるがせにできない事業である。政府は厳格に復興目的に 限定した着実な事業実施と、不公平税制是正を急いで、市民の信頼 のもとにこの税を活用すべきである。

自治労共済と全労済の統合

自動車共済は「じちろうマイカー共済」に契約移管 円滑な移行と加入拡大を

来年2月から順次案内を開始

自治労共済と全労済「統合の完結」

昨年の2011年6月1日、自治労共済と全労済は本部段階の統合を 行いました。その後、全労済と自治労共済は統合管理委員会で具体 的に協議を進め、来年の2013年6月1日には「県支部職員の転籍」 「共済事業の包括移転」「自動車共済の契約移管」等の手続きが行 われます。自治労共済ではこの一連の手続きをもって「統合の完 結」としていますが、なかでも契約者利益に直結する最も重要な事 項は「自動車共済の契約移管」です。

自動車共済の契約移管の内容

自動車共済は来年の2013年6月1日発効契約から満期ごとに、順次、新制度への切替手続きを行います。案内書一式は切替手続きの約4カ月前から届けられるため、来年2月から切替案内がはじまります。新制度は全労済マイカー共済となりますが、基本補償部分(相手方への賠償や自身の傷害などをセットした補償)の掛金が値上げとなる場合は、5年を限度に現行の自治労の自動車共済も利用できます。なお、自治労の自動車共済を利用する場合は、「5年後の制度廃止」等を承諾する同意書の提出が必要です。

自治労の全労済マイカー共済は、各地域で一般加入者に向けて売り出されている同制度よりも掛金の割引幅が大きく、また損保で開始された高齢運転者の割増も見送られています。共済制度の名称は「じちろうマイカー共済」となる予定です。

<自治労の自動車共済と「じちろうマイカー共済」との違い>

制度の仕組み	自治労の現行 「自動車共済」	新「じちろうマイカー共済」		
無事故割増引き	6 ランク制	22等級制		
運転者の年齢による掛金の区分	運転者の年齢にかかわらず一律	運転者のうち最も若い方の年齢に 応じて「全年齢」「21歳以上補償」 「26歳以上補償」「30歳以上補償」 「35歳以上補償」		
四輪車の掛金の 区分	普通車と軽四輪 自動車の2区分	車種、排気量に応じた8区分		

「じちろうマイカー共済」の補償内容など

全労済マイカー共済は、契約者ごとに補償を細かく設計できる損保の自動車保険と同様の仕組みを持ちますが、「じちろうマイカー共済」では、分かりやすい加入手続きで安心の補償を提供するため、必要な補償を組み合わせた「標準型」で統一します。「標準型」の内容は「対人賠償無制限」「対物賠償無制限」「人身傷害補償5,000万円」「弁護士費用等補償特約」などが組み合わされたもので、車両補償やその他の特約も任意で付帯できます。また、30キロまでの事故・故障時のレッカーけん引やキーの閉じ込み、ガス欠時の給油等の出張サービスが受けられるロードサービスも無料で付帯されます(サービス内容により、一部は契約者負担)。

掛金の払込方法は口座振替に統一され、月払いと年払いのいずれかを選択できます。掛金の引落口座は、これまで労働金庫とゆうちょ銀行に限定されていましたが、ほぼ全ての銀行や信用金庫でも引き落とし可能となります。ただし、JAバンク(農協)、JFマリンバンク(漁組)、一部の信用組合は引き落としができません。

掛金算出のための運転者年齢等調査にご協力を

自治労共済では、全ての契約者の「じちろうマイカー共済」掛金 を算出するため、契約者一人ひとりに対して運転者年齢等調査を実 施しています。退職者会により取り扱いは異なりますが、退職者会 員の契約者には、単組や県支部の退職者会を通じて満期ごとに調査票を配付する場合と、自治労共済から調査票を直接郵送する場合があります。自治労共済から調査票を直接郵送する場合は、今年の6月上旬から11月上旬にかけて、各地域ブロックごとに送付されます。調査票に関する問い合わせは、フリーダイヤル(調査票に同封のパンフレット裏面に記載)で受け付けており、調査票の提出締切を過ぎても未提出の場合は、電話で提出依頼を行います。自治労共済では、適切な掛金算出のために必要な調査と位置付けており、自治退としても、あらためて会員・契約者各位にご協力をお願いするところです。

<運転者年齢等調査の概要>

調査の目的	「じちろうマイカー共済」は運転者年齢や車両装備等で掛金 が異なり、切替時の掛金案内に必要な情報を取得するため	
調査の項目	① 契約車両を運転する「最も若い人」の契約者との続柄、 名前、生年月日を記入② 運転者家族限定特約(5%割引)の希望有無③ ABS装着、ハイブリッド車、盗難防止装置装備、福祉車両、LPG自動車、小型ディーゼル車、ロータリー車の対象有無	
調査の方法	調査票を記入し、所属の退職者会に提出、または同封の返 信用封筒で郵送	
お問合せ先	調査票に同封のパンフレット裏面にフリーダイヤルを記載	

<自治労共済から調査表が直接郵送される場合の地域ブロック>

グループ	対象県支部	契約者宅 到着予定日	提出締切	提出喚起期間
A	北海道・岩手・宮城	6月7日~ 8日	7月上旬	8月上旬まで
В	秋田・山形・福島・群 馬・栃木・千葉・社保	6月30日~ 7月2日	7月末	8月末まで
С	新潟・茨城・埼玉・山梨	7月7日~ 9日	8月上旬	9月上旬まで
D	東京・神奈川・長野・ 富山	7月31日~ 8月1日	8月末	9月末まで
Е	石川・福井・静岡・愛 知・岐阜・三重・滋 賀・京都・奈良・兵 庫・和歌山・岡山	8月9日~	9月上旬	10月上旬まで
F	大阪・広島・鳥取・島 根・山口	9月1日~ 3日	9月末	10月末まで
G	徳島・高知・福岡・長崎	9月8日~	10月上旬	11月上旬まで
Н	佐賀・大分・宮崎	9月29日~ 10月1日	10月末	11月末まで
I	鹿児島	10月10日~ 11日	11月上旬	12月上旬まで
J	熊本・沖縄	10月31日~ 11月1日	11月末	12月上旬まで

「じちろうマイカー共済」への移管後は

来年2013年6月発効契約から満期ごとに、順次、「じちろうマイカー共済」への切替手続きを行うことになりますが、切替手続き後も、退職者会員の相談窓口については変更はありません。退職者会員の契約手続きや問い合わせなどの窓口は、退職者会により取り扱いは異なりますが、単組の退職者会、県支部の退職者窓口、自治労共済の退職者ダイレクト(フリーダイヤル)が、それぞれこれまで通り対応することになっています。

全労済と統合して「全労済自治労共済本部」となった後も、自治 労組合員と自治退会員の生活と福祉を支える役割に変わりはなく、 自治退としても、引き続き、「全労済自治労共済本部」と緊密な連 携をはかっていきます。